

第2回 生駒市法令遵守委員会

日 時 平成20年1月23日(水) 10:00~11:30
場 所 生駒市役所4階 402会議室
出席者 比山節男委員長
秋田仁志委員
河良彦委員

今井企画政策課課長、川口職員課長、
川島企画政策係長、小北企画政策課主査

議案

1 開会

2 案件

(1) 法令遵守推進制度の運用状況について

○事務局から11月・12月の運用状況について説明

(要望等の記録)

- ・記録件数は、11月分で35件、12月分で30件
- ・要望等の大部分は個人からのもので、団体については自治会からのものが多い。
- ・都市整備部での記録件数が突出して多くなっている。
- ・記録すべき要望等の基準は示しているが、法令遵守推進条例第7条の「記録の例外」の取扱いについて、担当部署により運用に差が生じていると思われるので、調整の必要があると考えている。
- ・記録の様式(要望等記録票兼報告書)の記入事例と公表用の一覧表を説明

(公益目的通報)

- ・公益目的通報、通報に関する相談ともに事例はありませんでした。

比山委員長 このような要望等を年間を通じて見れば、行財政の状況を抽象的な言葉でなく、生きた事例として理解する事ができるので有意義である。
住民参加等の観点から、市民との情報共有のために検索機能を充実すればさらに効果的であろう。

事務局 現在のところ不当要求の抑止という面に重点が置かれているが、この条例に基づく要望等の他にも、従来の書面による要望や、ききみみポスト、メールなど様々な要望が寄せられるので、すべてを統一的に管理できる仕組みを構築して広聴機能の強化を図るべきであるとは考えている。

比山委員長 法令遵守推進制度は、本委員会の設置や職員による作業など、多大なコストがかかっていると思われるので、コストに見合った形で展開していくことを望む。

秋田委員 記録件数が所属によって差が生じているが、「法令遵守推進制度の手引」に示されている「記録の例外としない要望等」の中に「(9)市が管理する土地、街路樹、道路などの管理状態に関する要望等」があるにもかかわらず、道路関係などの要望等が記録されていないのは不自然である。

一度、どのような要望をどういう基準で処理しているのかを確認すべきである。

事務局 条例の第7条による記録の例外として、「その場で要件が終了し、改めて対応の必要がないもの」は記録していないが、実際に運用してみて、上記(9)の基準は厳しすぎるとも考えている。日常的な事務量も勘案して見直しを検討している。

秋田委員 土地、道路等の管理については問題の生じやすい部分でもあり、記録することの負担はあると思うが、まずは状況を見るべきだと思う。いきなり見直すというのはどうか。

事務局 道路関係については、大きな要望は文書でいただいている部分もあるが、運用のバランスをとる必要はあると考えている。

秋田委員 法令遵守推進条例の第16条、法令遵守委員会の所掌事務に「要望等の記録などについて調査し、意見を述べること」があることとも関連するので、無理のない形で実情を調査してもらいたい。

内部通報を受ける立場としても、どういう所に気を付けるべきかという基礎資料になると考える。

秋田委員 都市整備部の記録件数が多いのは、責任者の意向があるのか。

事務局 大部分は公園関連の要望であるが、担当課では従来から公園に関する要望をすべて記録する体制があったので、それを法令遵守推進制度に移行したという事情もあるかと思う。

比山委員長 生活環境、防犯、福祉、教育については、都市整備部以上に要望があってもおかしくはないと感じる。さらに周知徹底をはかるべきであろう。

事務局 公益目的通報についてはいかがでしたか。

河委員 通報等はなかった。

秋田委員 同じく通報等はなかった。2ヶ月間通報がなかった事については特段の意見は

ないが、1年を通してなかった場合には、どのように評価するのかという問題がでてくると考える。

事務局 人口80万の新潟市でも年間1～2件と聞いている。

秋田委員 もう少し推移を見る必要があるが、他都市のデータも随時整理していただきたい。

(2) その他

○総合スポーツ公園用地購入問題等調査委員会の状況について職員課長から説明

- ・①スポーツ公園用地購入事件、②足湯施設建設事件、③緑化大賞助成金流用事案が調査対象
- ・第三者委員による調査を行い、職務執行上の問題点を明らかにし、再発防止策を検討
- ・③の事案については、2月上旬に報告をいただく予定

秋田委員 報告書が提出されたら配付してほしい。

事務局 ①・②については刑事事件の公判中でもあり、本委員会としては原因究明と再発防止の体制整備に重点を置いている。

比山委員長 我々の委員会として、その活動から学ぶ事は何か。

秋田委員 再発防止策のひとつとして、公益目的通報制度をどう役立てていくかが課題である。

要望等の記録制度については、事件には至らないが、どの分野にリスクが潜んでいるのかといった意見は出せるかと思う。

記録をとる、とらないという部分で裁量が大きくなると、不正の抑止効果がなくなるので、その意味でも徹底が必要である。

比山委員長 調査委員会による検討結果を、生きた教訓として当委員会にもフィードバックしていただき、制度改善などに役立てたいと考える。

河委員 調査委員会の対象事案は、内部通報でないとうからないような内容だと考える。

秋田委員 現実には通報は難しい場合もあると思う。例えば賄賂の認定等は、捜査機関でしか行えず、不問に終わった場合、通報者は立場をなくしてしまう。その意味からも記録制度を徹底することは重要である。

事務局 ③の緑化大賞の事案については、来月に報告いただく予定です。

比山委員長 この事案については、国の外郭団体からの助成金の流用であるが、助成金交付のプロセスにも問題があったのではないかと。

事務局 振込口座を架空団体名義にしていたが、助成金の交付元によるチェックは困難であろうと思われる。

秋田委員 市として会計面からのチェックはできなかったのか。

事務局 会計部門としても、振込先が市とは別の口座ということで、助成金の存在自体がわからなければチェック機能は働かないと思われる。

河委員 反復継続した収入ではないので、盲点になるかと思われる。

比山委員長 補助金などではなく、単発的な助成金であったため起こったという可能性はあるが、国の外郭団体等からの助成についてチェックするシステムが必要であらう。

比山委員長 そういう観点からも調査委員会の状況報告をお願いしたい。

事務局 2月に出される報告書を郵送でお送りします。

○次回日程について

- ・ 次回の会議は、3月27日（木） 午前10時から

3 閉会

委員長 以上で第2回会議を終了します。